

研究活動における不正行為の防止等に関する運営・管理体制等について

(令和7年4月1日)

茨城県産業技術イノベーションセンター長

茨城県産業技術イノベーションセンターでは、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)をはじめとする、各府庁から出されている不正行為に係るガイドラインを踏まえ、研究活動における不正行為の防止等に関する必要な事項を定めました。

【茨城県産業技術イノベーションセンターの運営・管理責任者】 運営・管理体制は次のとおりです。

- 1 研究倫理統括者 (茨城県産業技術イノベーションセンター 副センター長兼管理部長)
研究上の不正行為の防止等について、機関全体を統括する指導責任と権限を持ちます。
- 2 研究倫理責任者 (茨城県産業技術イノベーションセンター 技術系副センター長)
研究倫理統括者のもとで、研究倫理教育を含む研究上の不正行為の防止を行う責任を持ちます。

【相談・通報・告発窓口】 研究上の不正行為防止等に関する規程等についての相談窓口、不正の指摘及び告発等に関する受付窓口は次のとおりです。

○茨城県産業技術イノベーションセンター管理部

〒311-3195 茨城県東茨城郡茨城町長岡 3781-1
電話 029-293-7212 ファクシミリ 029-293-8029
電子メール kanri2@itic.pref.ibaraki.jp

※電話による受付時間は、平日9時00分～17時00分といたします。(12月29日から1月3日を除く)

【関連規定等】

茨城県産業技術イノベーションセンターの研究活動における不正行為の防止等に関する規定

(注意事項)

告発は、当該競争的資金に係る研究活動における不正行為(研究成果の捏造、改ざん等)を対象とします。
告発を受け付ける際には、告発者の氏名・連絡先、不正を行ったとする職員・部門、不正行為及び不正使用の態様、不正とする根拠、使用された競争的資金等について確認させていただくとともに、調査にあたって告発者に協力を求める場合があります。(告発者の個人情報や告発内容については、取り扱いに十分注意いたします。)